

西日本工業大学同窓会「美夜古会」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、西日本工業大学同窓会「美夜古会」（以下「本会」という）と称す。

(本部)

第2条 本会は本部を福岡県京都郡苅田町新津1-11-1 西日本工業大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、母校西日本工業大学並びに美夜古会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会誌、会報の発行
- (2) 同窓会名簿の発行
- (3) 研究会、講演会等の主催
- (4) その他第3条目的達成に必要な事業及び後援活動

(組織)

第5条 本会は正会員、準会員及び特別会員により構成される。

- (1) 正会員 西日本工業大学卒業生及び過去に在籍した者で当該支部、幹事会、評議員会の推薦を受け、総会の承認を得た者。
- (2) 準会員 西日本工業大学在學生(大学院生含む)
- (3) 特別会員 理事長、理事、学長、副学長、事務局長、教授、准教授、講師、助教、各課長等で西日本工業大学に在籍し、又は在職した者。

2 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 幹事会

3 本会に幹事会、評議員会の承認その後、総会の承認により各地に支部を置くことができる。

4 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、事務局長、評議員議長、評議員副議長

(経費)

第6条 本会は年会費、終身会費、特別終身会費、寄付金、利子、その他をもって経費にあてる。本会の会計年度を4月1日から翌年3月31日とする。

(会員の特権)

第7条 本会会員は本会主催の事業に参加でき、会報の無料配布、同窓会員名簿の有償配布等を受けることができる。

(会員資格の喪失)

第8条 本会員は次の場合、会員資格を喪失する。

- (1) 死亡及び失踪宣言された者
 - (2) 本会の名誉を著しく傷つけたと総会で決定された者
- 前(1)(2)項の者は、会長名により除名され一切の権利を喪失する。

第2章 総会

(総会の性格及び構成)

第9条 総会は、本会の最高決議機関であって、正会員をもって構成し、正会員の400名以上の出席により成立する。但し、委任状は出席と認める。

(総会)

第10条 総会は原則として年1回とし、総会議長は総会において互選する。

- 2 総会は次の場合、会長名により招集する。
 - (1) 定例総会
 - (2) 幹事会が必要と認めた場合
 - (3) 正会員の10分の1以上の要請があった場合
- 3 総会における議決は出席者の過半数とし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の権限)

第11条 総会は次の事項の承認及び決定を行う。

- (1) 幹事会提出議案の決定
- (2) 美夜古会会則及び諸規程の制定及び改廃の承認及び決定
- (3) 幹事会役員及び評議員の承認
- (4) 第15条に基づき評議員会が総会を兼ねた事項の承認
- (5) その他重要事項についての承認及び決定

第3章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は評議員より構成され、評議員の過半数の出席により成立する。但し、委任状は出席と認める。

- 2 評議員候補者の選出は美夜古会役員選出規程による。
- 3 評議員の任期は4月1日より翌々年の3月31日までとし、幹事会役員の任期と同じ期間とする。

(評議員会)

第13条 評議員会は原則年2回とし、議長及び副議長(2名)は評議員の互選とする。

- 2 評議員会は次の場合、会長名により招集する。
 - (1) 定例評議員会
 - (2) 評議員議長が必要と認めた場合
 - (3) 第1号以外で、幹事会決定により会長から要請があった場合
 - (4) 評議員の3分の1以上の要請があった場合
- 3 評議員会の議決は出席者の過半数とし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は次の事項の審議・承認及び決定を行う。

- (1) 前年度の事業報告及び決算の審議・承認
- (2) 本年度の事業計画及び予算案の審議・承認
- (3) 次条第1号、第2号及び第4号の審議・承認
- (4) 幹事会役員欠員補充者の承認
- (5) 幹事会役員、正会員の推薦
- (6) 美夜古会会則及び諸規程の制定及び改廃に関する審議・承認
- (7) 支部設立及び廃止に関する審議・承認
- (8) その他幹事会より要請のあった重要事項の審議・承認
- (9) その他

(特別事項)

第15条 評議員会は、次の事由により本会運営に支障が認められた場合は総会を兼ねることができる。

- (1) 幹事会及び評議員会で総会の開催が困難と認められた場合
 - (2) 総会が不成立の場合
 - (3) 総会において議決された事項で、本会運営に支障が発生し、総会を開催する暇がないと幹事会及び評議員会が認めた場合
 - (4) 総会において議案が否決され、本会運営に支障が発生し、非常時と幹事会及び評議員会が認めた場合
- 但し、評議員会が総会を兼ねた場合は、次期総会で承認を得なければならない。

第4章 幹事会

(性格及び任務)

第16条 幹事会は本会における執行機関であり、各議決事項並びに本会の業務を執行する。
また、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(役員)

第17条 幹事会は次の役員で構成される。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 4名(庶務・財務・企画・渉外の各担当)
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監事 3名

第18条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、幹事会を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長不在の場合これを代理する。
- (3) 事務局長 幹事会の業務を掌理し、運営にあたる。
- (4) 事務局次長 事務局長を補佐し、各担当の業務遂行を行う。
事務局長不在の場合、庶務担当がこれを代理する。
- (5) 幹事 幹事会を組織し、会務にあたる。
- (6) 監事 本会の会計一般の監査にあたる。

(役員候補の選出)

第19条 役員候補の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長、幹事及び監事候補者の選出は美夜古会役員選出規程による。
- (2) 事務局次長は幹事の中より事務局長の推薦により会長が任命する。

(任期)

第20条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 4月1日より翌々年の3月31日までとする。但し、再任を妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じた時は速やかに補充し、評議員会の承認を受けること。
但し、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 任期満了の役員は次期役員決定まで職務を代行する。

(幹事会)

第21条 幹事会は、第18条第1号から第5号までの役員により開催する。

但し、会長が特に必要と認める場合は、会長名により特別会員、監事、顧問、各支部長に対し出席を要請することができる。

2 幹事会は、次の場合会長が招集する。

- (1) 定例幹事会(原則年3回)
- (2) 会長又は事務局長が必要と認めた場合
- (3) 評議員会より要請があった場合
- (4) 幹事の過半数以上より要請があった場合

3 幹事会は幹事の3分の2以上の出席により成立する。但し、委任状は出席と認める。

4 幹事会の議長は会長又は副会長があたり、議決は出席者の過半数とし、可否同数の場合は議長の決するところである。

(会務)

第22条 幹事会は次の会務を遂行する。

- (1) 第3条達成に必要な事業
- (2) 総会及び評議員会の承認を得た活動
- (3) 総会及び評議員会提出議案の作成
- (4) 美夜古会役員、正会員の推薦

(5) その他本会運営に必要な事項

(顧問)

第23条 本会に顧問を置くことができる。

(1) 顧問は、本会における助言を行う。

(2) 顧問は、過去において本会の役員経験者から会長が任命する。

第5章 その他

(議事録)

第24条 第5条第2項の機関会議における議事録は、出席者2名の署名を得て、会長及び事務局長が保管する。

2 議事録署名人は、議長が指名する。

(議事録の閲覧等)

第25条 前条の議事録について、正会員より閲覧の請求があった場合、閲覧させなければならない。但し、複写する場合は、幹事会の承認を得なければならない。

(事務処理)

第26条 本会に同窓会事務を処理するため事務職員を置くことができる。

2 事務職員の就業規則は別途定める。

(規程)

第27条 本会は、会則とは別に規程を定めることができる。

(会則、規程の制定及び改廃)

第28条 本会会則の改廃は、評議員会の承認、総会の決定を必要とする。

2 本会の諸規程の制定及び改廃は、評議員会の承認とし総会で報告する。

附則

1 この会則は、昭和50年9月7日から施行する。

2 一部改正 昭和52年1月3日

3 一部改正 昭和55年8月14日

4 一部改正 昭和60年1月2日

5 一部改正 平成7年7月8日

6 全面改正 平成12年10月1日

7 一部改正 平成12年11月6日

8 一部改正 平成13年11月6日

9 一部改正 平成17年6月25日

10 一部改正 平成20年6月21日

11 一部改正 平成22年6月26日

12 一部改正 平成23年6月25日

13 一部改正 平成28年6月25日

14 改正 平成29年6月24日

15 一部改正 令和5年6月24日